

令和6年2月市議会 総務委員会資料

第53号議案 令和5年度長崎市一般会計補正予算（第14号）

<目次>

ページ

（歳出）

【2款 総務費 2項 徴税费 2目 賦課費】

1 個人住民税課税システム運営費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～7

理財部

令和6年2月

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
14~15	2 総務費	2 徴税費	2 賦課費	1-1	個人住民税 課税システム運営費	28,087 千円

1 事業概要

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が実施される予定である。具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、所得税3万円、個人住民税1万円を減税するもの。このうち個人住民税の減税に対応するシステム改修を行う。

2 事業内容

令和6年6月からの個人住民税の定額減税実施に向け、早急に個人住民税課税システムの改修業務委託が必要となることから、システム運営費及び繰越明許費の補正予算を計上するもの。

節	事業費	事業内容
12節 委託料	28,087千円	定額減税に係る個人住民税課税システム改修業務委託



3 スケジュール

	令和5年度					令和6年度				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
準備		○閣議決定	○ベンダーの開発準備	○見積書の提示						
改修				○改修開始	○共通基盤改修	○随時検証テスト				
稼働							○特別徴収 税額決定	○普通徴収 税額決定	○年金特別徴収 税額決定	

4 財源内訳

区分	事業費	財源内訳				
		国庫支出金 ※	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	千円 65,978	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 65,978
補正額	28,087	28,087	-	-	-	-
補正後の額	94,065	28,087	-	-	-	65,978

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（交付率10/10）



5 繰越明許費補正

ページ	事業名	金額	財源内訳					
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
16~17								
	個人住民税 課税システム運営費	補正後 予算現額	94,065	千円 28,087	千円 -	千円 -	千円 -	千円 65,978
		支出予定額	65,978	-	-	-	-	65,978
		繰越明許額	28,087	28,087	-	-	-	-
	繰越事由	定額減税に伴うシステム改修委託が年度内に完了しない見込みであるため。						
	繰越事業の 完了予定時期	令和6年7月						

令和6年度税制改正における個人住民税の定額減税について

1 概要

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税が実施され、具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うもの。
なお、この減税によって生ずる令和6年度の個人住民税の減収額は全額国費で補填される。

2 具体的内容

1 合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者の所得割の額から、**定額の特別控除（減税）**を実施する。

2 特別控除の額は、**本人1万円、控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者除く）1人につき1万円**とする。

※控除対象配偶者を除く、同一生計配偶者（合計所得金額1,000万円超の納税義務者の配偶者）については、情報が不明なため令和7年度分の所得割の額から1万円を控除

3 特別控除の額が、その者の所得割の額を超える場合は、**所得割の額を限度**とする。

例 夫、妻（控除対象配偶者）、子（扶養親族）2人の4人家族の場合 特別控除可能額 1万円×4人=4万円

世帯	控除前所得割額 (a)	特別控除額 (b)	控除後所得割額 (c)=(a)-(b)	控除できない額 40,000円-(b)
A	50,000円	40,000円	10,000円	0円
B	25,000円	25,000円	0円	15,000円



⇒ 調整給付へ（※）

※ **定額減税を補足する給付（調整給付）実施主体・・・市町村**

特別控除可能額が、令和6年に入手可及な課税情報を基に把握された令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税義務者に給付する。財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。

参考 家族構成別個人市県民税所得割の負担状況（給与所得者）

所得割額は1年間の税額

（単位：円）

給与収入	独身	夫婦	夫婦と子1人	夫婦と子2人
定額減税額	10,000	20,000	30,000	40,000
100万円	0	0	0	0
150万円	27,000	0	0	0
200万円	56,500	21,000	0	0
300万円	111,500	76,000	40,500	1,500
500万円	235,500	202,500	164,500	110,500
700万円	369,500	336,500	303,500	258,500
1,000万円	621,500	588,500	540,500	495,500

朱書き部分は全額減税可

（注）配偶者及び子供に収入はなく、また、子供の年齢は23歳未満とし、子供1人の場合は一般扶養、2人の場合は一般扶養1人と特定扶養1人とする。

給与の収入に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算

給与収入（A）が
 900万円以下の場合 $(A) \times 15\%$
 900万円超1,800万円以下の場合 $(A) \times 3\% + 108$ 万円
 1,800万円超の場合 162万円

3 個人住民税定額減税見込額

対象納税義務者数	174,065人	特別控除可能額
対象扶養親族数	96,612人	2,706,770千円
計	270,677人	

うち特別控除額（定額減税分）
 2,598,800千円 うち市民税 1,559,280千円（3/5）
 うち県民税 1,039,520千円（2/5）

※参考 対象外となる市民は131,579人、うち所得制限対象者約1,241人、
 他は非課税世帯または均等割のみの世帯者等

4 特別控除の実施方法

（1）給与所得に係る特別徴収

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を
 令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で徴収

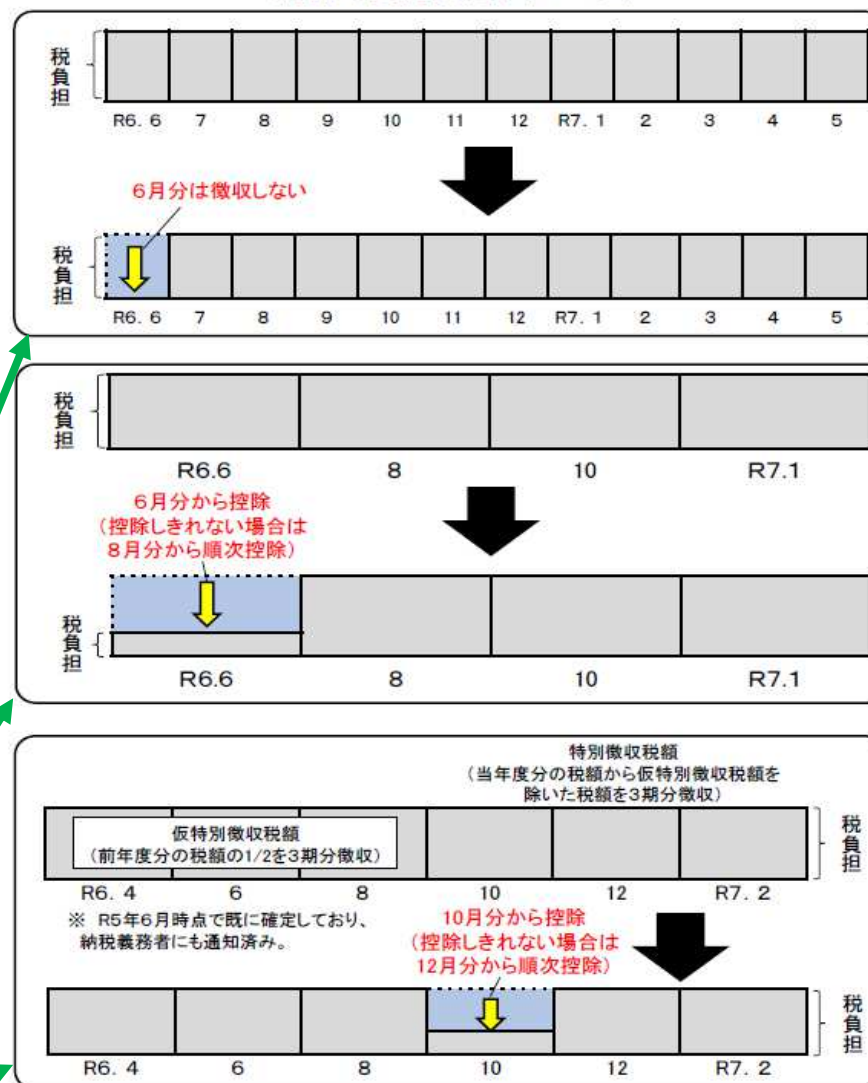
（2）普通徴収（事業所得者等）

「定額減税前の税額」をもとに算出した第1期分（令
 和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しき
 れない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額か
 ら順次控除。

（3）公的年金等に係る所得に係る特別徴収

「定額減税前の税額」をもとに算出した、令和6年10
 月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合
 は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除。

減税の実施方法(イメージ)



新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

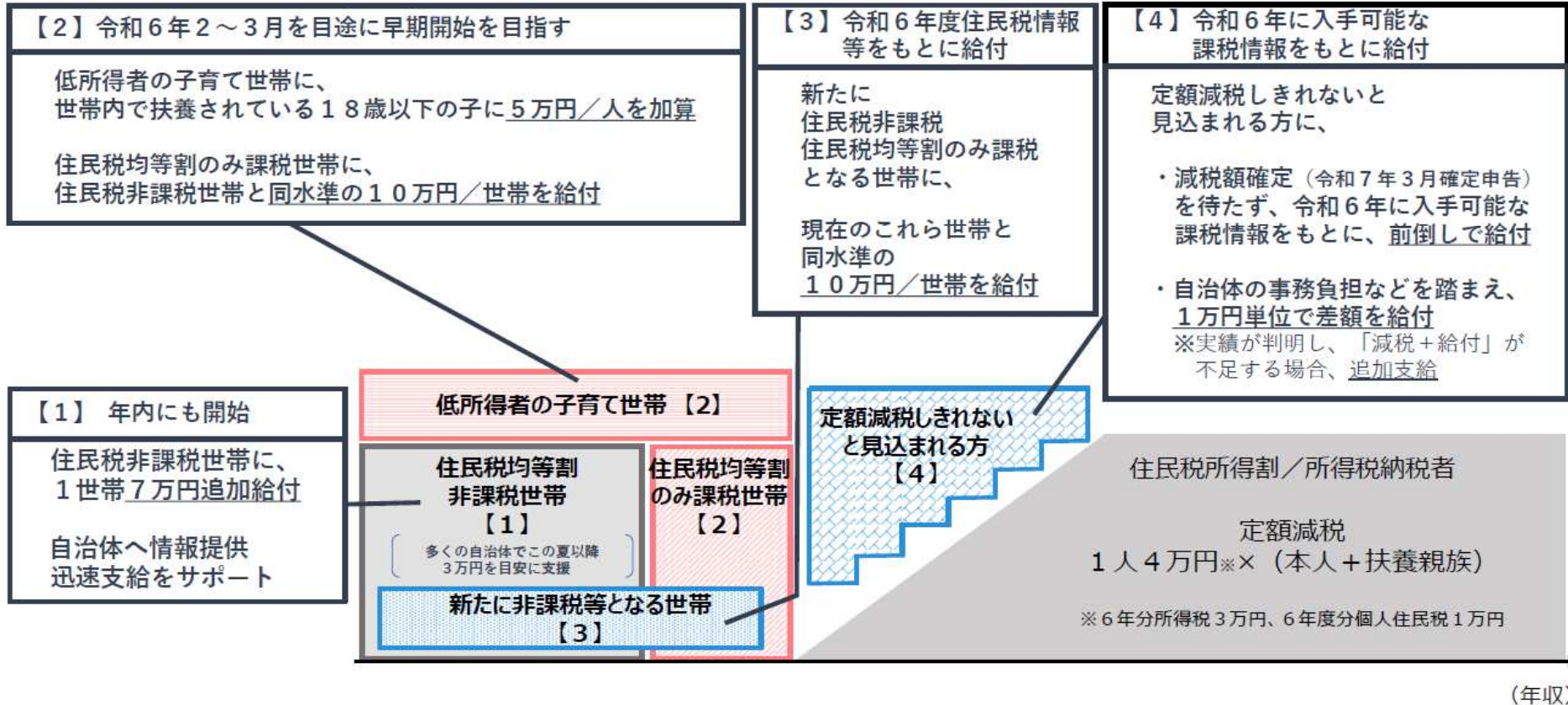
2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」 「迅速 (特に低所得の方々)」 「適切 (できるだけ公平に)」 のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始



※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。